

みまさかスポーツ・文化合宿補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、スポーツ合宿及び文化合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進するため、美作市内に宿泊して合宿を実施する団体に対して、みまさかスポーツ・文化合宿補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

（補助対象）

第2条 次の各号のいずれにも該当する宿泊者に対し、補助金を交付するものとする。

- （1）学校、実業団、クラブ等に所属する団体が、スポーツ又は文化技術向上を目的に練習、研修等を行うための合宿であること。
- （2）合宿の参加人数が、10名以上であること。
- （3）美作市内に住所を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業にかかる施設に連続して2泊以上宿泊すること。
- （4）美作市内に住所を有する体育・文化施設を利用すること。

（補助額）

第3条 補助金の額は、1,000円に述べ宿泊人数を乗じた額とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、補助金の上限額は50,000円とし、実施期間中1団体1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、実施期間中、催行日の1週間前までに補助金交付申請書（様式第1号）に合宿計画書（様式第2号）を添えて一般社団法人みまさか観光局会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び決定通知）

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その内容を補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更（中止）届出書（様式第4号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

- （1）交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- （2）当該合宿を中止したとき。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第7条 申請者は、合宿が終了したときは、催行日（複数日に渡る場合は最後の催行日）の2週間以内に、実績報告書（様式第5号）及び補助金交付請求書（様式第6号）に係る書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に定める書面とする。

- (1) 宿泊施設利用証明書（様式第7号）
- (2) 施設利用証明書（様式第8号）
- (3) 合宿時の記録写真

（補助金の額の確定等）

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実施期間）

第11条 令和7年10月17日から令和8年3月1日までの期間内の催行を対象とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。